

検定による教育職員免許状申請書記入方法 (教育職員免許法附則第18項適用)

保育士資格を有し、保育士等として一定の実務経験を有する方が、通常より少ない単位数で幼稚園教諭免許状を取得できる制度です。令和7年3月31日までの制度となるため、令和7年3月までに取得要件を満たし、申請・授与を行う必要があります。

1 教育職員免許状授与等（検定）願

- ・手数料として、免許状1部につき5,000円分の山梨県収入証紙を貼付してください（山梨県収入証紙は、山梨中央銀行本店・支店で購入可能です。）。
- ・本籍地は、都道府県のみ記入してください（2、4～7も同様）。
- ・氏名は、戸籍上の氏名の字体と一致させてください。
- ・根拠法令は、教育職員免許法第6条と記入してください。

2 履歴書（各欄に書き切れない場合は2枚目を用意し、記入すること。）

- ・学歴は、小学校の入学時から記入し、中学校、高等学校、大学等、順次記入してください。なお、単位の修得のみを目的として在学した大学の通信教育部についても記入してください。
- ・資格欄には取得した保育士証を記入してください。
- ・職歴は、申請時点までの勤務について記入してください。また、学校以外の勤務についても記入してください。

3 宣誓書

- ・3号は、禁錮以上の刑に処せられた者。
 - ・4号は、免許状が失効し、当該失効の日から3年を経過しない者。
 - ・5号は、免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者。
 - ・6号は、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。
- ※4号及び5号での「3年を経過」とは懲戒免職等により免許状を失効または取上げをされた人のことを指します。

4 人物に関する証明書

- ・記入は学校・施設等の長が行ってください（実務、教科に関する証明書についても同様）。
 - ・所轄庁の証明者は、以下のとおりとします（実務、教科に関する証明書についても同様）。
- 大学附置の国立学校又は公立学校の教員にあつてはその大学の学長
大学附置の学校以外の小・中学校・幼稚園の教員にあつてはその学校を所轄する教育委員会
県立学校の教員にあつては学校長
私立学校にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長

5 実務に関する証明書

- ・勤務しなかった期間がある者は、その期間・理由も必ず記載してください。
- ・特例として認められる勤務期間等（3年かつ4,320時間以上）について、複数の施設での実務経験を合算する場合は、必ず、それぞれの施設の証明書を提出してください。

6 教科に関する証明書

- ・「5 実務に関する証明書」の勤務期間・時間等が合致するよう記載してください。
- ・担任は、「〇歳児担任」等と記載してください。
- ・総時数は、週で計算してください。

7 身体に関する証明書

- ・病院等で証明してもらってください。
- ・半年以内に発行されたものに限ります。
- ・職場等で健康診断を受診し、当該様式に定められたものと同等以上の内容の場合は当様式に代えることができます。

8 添付書類（半年以内に発行されたものに限ります。）

① 戸籍抄本

※現職教員は、提出省略できます。ただし、以下の添付書類に記載されている姓名及び本籍地が現在と異なる場合は、提出してください。

② 基礎資格の証明書等

保育士証、最終学歴の卒業証明書

③ 学力に関する証明書（免許状申請に必要な単位修得証明書）

9 返信用封筒

角形2号のものに郵便番号、住所、氏名（～様）を記入し、120円切手を貼付してください。

10 書類の提出・申請受付時期について

○提出先

〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1
山梨県教育庁義務教育課 免許助成担当

申請書類は本人の持参又は郵送により提出してください。

原則として山梨県に住んでいる方のみ、申請を受け付けます。特段の事情がある場合、事前にご相談ください（問い合わせ先：055-223-1755）。

内容について確認する際の、連絡のとれる電話番号を申請書の下部余白に、必ず記入してください。

○申請受付時期

受付時期は原則、4月～12月とします。

毎年1月～3月は、各大学の一括申請対応期間のため、受付は行っていませんが、新年度から山梨県内の各学校で正規教員や期間採用教員、講師として勤務することが決まっております。免許状を有する必要がある方については、免許助成担当に事前に相談した上で提出してください。